

在外教育政策の形態に影響を与える要因

—台湾の在外教育政策に着目して—

京都大学大学院生 村田 裕佳

1. はじめに

国際化の中、国境を越えて移動し、国外で居住する人々が増加している。それに伴い、移民の教育問題が注目されるようになった。受け入れ側では移民を受け入れるための教育制度や政策の整備を行ってきたものの、移民の包摂については課題が多く残された状態である。特に、移民自らが次世代のために設立・運営する学校や、自国民の保障のために送り出し側の政府によって設立された学校などの外国人学校は、受け入れ側の公教育に組み入れられる場合もあれば排除される場合もあると指摘されている¹。日本でも外国人学校の公教育制度からの排除の問題が見られ²、公教育制度の国民教育と外国人学校の民族教育の衝突が見られる。しかし、外国人学校は受け入れ側の公教育への組み入れと排除という文脈から考察されるものの、送り出し側ではどのような背景のもとでどのように教育体系に位置付けられているのかについては注目されにくい³。送り出し側では海外における国民教育や民族教育はいかに保障あるいは排除されているのだろうか。移民の教育保障の状況を包括的に理解し、送り出し側と連携しながら教育の保障を行うためにも、送り出し側がいかに移民の教育を捉え、どのような背景のもとで移民の教育に関する政策を展開しているのかについて明らかにする必要がある。

そこで、本稿では、送り出し側における移民の教育の位置付けとその背景を明らかにするために、送り出し側として積極的に教育政策を展開してきた台湾に着目する。これまでの日本の研究では、台湾は中華民国時代から海外に居住する自国民や自民族の教育に関与し、中華民国政府が台湾に移った後も積極的に海外の自国民や自民族の教育に関する政策を打ち出してきたことが明らかにされている⁴。また、移民自らが設立し、台湾と深いつながりを持つ中華学校と、台湾政府が積極的に設立に関わり、教育部の管轄に置かれる学校が存在することが紹介されており⁵、異なる形の在外教育が存在することが示唆されている。しかし、これらの研究では、台湾が在外教育政策を展開してきた中で、送り出し側としてどのような背景のもとで在外教育を位置付け、関与しているのかについては明らかにされていない。

また、台湾の在外教育政策は、台湾や中国の研究の中で主に僑務政策や僑教政策として研究が続けられており⁶、特に本稿の問題関心と近い研究として吳の研究があげられる⁷。吳の研究では、台湾のナショナルなアイデンティティの変化が華僑教育政策に与えた影響を分析し、かつて華僑は中華民族に基づいて捉えられていたが、1990年代ごろから台湾の本土化の影響によって国籍に基づいて華僑が考えられるようになったこと、他方で台湾に帰還して進学しようとする華僑学生に与える特別措置については引き続き血統主義に基づいて定義する考えが見られることを指摘している⁸。すなわち、吳の指摘を踏まえると、台湾としてのナショナルなアイデンティティの変化によって、海外に居住する人々の捉え方は変化しうが、教育機会を提供する対象範囲は必ずしもナショナルなアイデンティティの変化に対応していないことが予想される。しかし、吳の研究は、台湾の高等教育機関に華僑学生が進学しようとする際の措置に着目したものであり、海外で展開される教育は言及されていない。そのため、ナショナルな

アイデンティティの変化が海外における教育の位置付けにどのような影響を与えるのか、あるいは海外における教育の位置付けには他の要因が影響するのかについて分析することが課題として残されている。

以上を踏まえ、本稿では、在外教育政策を積極的に展開する中で、民主化などの政治上の大きな変動を受けてナショナル・アイデンティティが変化してきた台湾を事例として取り上げ、送り出し側ではどのような要因に影響を受けながら在外教育がいかに位置付けられているのかについて明らかにすることを目的とする。特に、1990年代から台湾のナショナル・アイデンティティが変化するとともに、1990年代から2000年代半ばにかけて在外教育政策が再編されていることに着目し、再編前の政策（1949年から1980年代の政策）と、再編された政策（1990年代から2000年代半ばまでの政策）を分析することで、ナショナル・アイデンティティが在外教育の位置付けや教育保障のあり方に与える影響を明らかにできると考える。

なお、本論に入る前に、本稿で使用する「民族教育」や「国民教育」の定義について確認する。国民教育は国民として必要な知識・技能・態度を養うことを目的として行う教育⁹、民族教育は自民族の言語や文化などを次世代に引き継ぐための教育¹⁰として定義されている。この点を踏まえ、本稿では、対象の国籍にかかわらず、送り出し側の公教育に基づいて行われる教育を国民教育とし、公教育には必ずしも基づかないが言語や文化の教授を行う教育を民族教育として捉える。

以下では、1950年代から在外教育の中心的な規程であった僑民学校規程（第2節）、2006年に僑民学校規程の後継として出された規程（第3節）、1990年代から2000年代半ばにかけて新設された海外台湾学校及び大陸台商学校に関する一連の規程（第4節）をそれぞれ取り上げ、在外教育の位置付けやその背景について整理する。その際、規程の内容や議事録をもとに分析する。その上で、在外教育の位置付けやそれに影響を与える要因について考察する（第5節）。

2. 再編以前の政策

1949年に国民党は台湾に移転して政権を握り、台湾では中華民族概念のもとで「中国」の統一が目指されるようになった¹¹。このような中、華僑に関する教育も台湾に引きつけるという政治経済的な目的から行われていた。華僑は「血縁上から言えば中華民族が海外で脈々と続いている」ものとして捉えられ¹²、文化的共同体の性格を持ちながらも、国家の概念と一体化していた中華民族概念¹³に組み入れられた。海外の困難な環境で生活する華僑を助け、華僑の政治的・経済的な力を成長させることを通じて、海外内の力を結集させて「復国建国の偉大な任務」に貢献することが目指されており、教育に関する政策はその手段として重要であるとみなされた¹⁴。そのため、華僑教育は、中華文化の発揚としての民族教育と「中国」の統一の思想が含まれた国民教育としての性質を併せ持っていたと考えられる。

では、遷台後の華僑に対する教育は台湾の教育体系の中で具体的にどのように位置付けられていたのだろうか。国民党が台湾に移ると、1954年に僑民中小学規程、僑民学校立案規程、僑民学校董事會組織規程を統合し¹⁵、理事会等の組織、経費や設備、教職員、訓育や教育課程、学生など、広範な項目について定めた僑民学校規程（のちに華僑学校規程）が出された¹⁶。僑民学校規程では、各地で華僑が自ら設立した学校は、僑務委員会に申請し、教育部によって僑民学校規程に基づく認定を受けることとされていた¹⁷。僑民学校規程は教育の目的を定めた中華民國憲法第158条に基づいた規程であり（第1条）、僑民学校の設立にあたっては「本国現行学制」に基づくべきであるとし（第3条）、教員は「本国現行各種教

育法令」の規定に参照した資格を持ち、「本国教育趣旨」を明確に理解している人であるべきとされた（第33条）。こうした規定から僑民学校での教育は台湾内の国民教育の延長であるという考えが見られる。しかし、政府は教材や華僑学校の教員養成などで支援を行うものの、華僑学校の運営はあくまで華僑自らによってまかなわれるものとして認識されており¹⁸、政府が学校運営に責任を持つというよりも華僑の自助努力を求めるものであった。

同時に、僑民学校は台湾の学校体系からある程度区別されていたことも確認できる。例えば、学生の進学について「満6歳の僑民子女は僑民小学校に入学し、小学校卒業後は中等学校に入学することができ、中等学校卒業後は専科以上の学校に入学することが可能である」が、「現地に中等学校以上の学校がない場合は、近く中等学校以上の学校に進学するか、あるいは帰国進学することができる」と定められていた（第39条）。華僑の多くが現地に長期にわたって居住するため、原則として華僑は現地で就学を続けることが想定されていたこと、近くに教育機関がない場合の進学については台湾内でも受け入れが可能であるとみなされていたことが確認できる。しかし、台湾内の同一の教育段階の学校への編入学の扱いについては触れられておらず、さらに華僑学校は台湾内の学校と比較すると質が低いと考えられていたため、台湾内への進学の際には補習を与えることが想定されていた¹⁹。教育内容や学制を台湾内のものと一致させることが理想とされたが、台湾内の学校と同等の内容を教えることが可能であるとはみなされていなかったと考えられる。そのため、僑民学校は台湾の全体の教育体系の中には位置付けられていたものの、同じ教育段階内での行き来は想定されておらず、台湾内の学校と同一視することはできないと捉えられていた。

また、1985年の修正後の規程である華僑学校規程でも²⁰、同様の傾向が見られる。中華文化の伝播によって華僑の民族意識を高めることが重要視されており²¹、以前と同様に学制や教育課程などは台湾内の基準に基づくことが規定され（第23条）、「生活倫理、公民道德の陶冶を重視し、その家庭・社会・国家に対する認識と責任を養う」ことに特に注意すべきだとされた（第24条）。一方で、華僑はあくまでも居住地の教育機関に就学進学することが想定され、台湾内の教育との接続は進学における言及のみであった（第35条）。

以上を整理すると、1949年から1980年代まで、台湾内で民族と国家が重なって捉えられていたことが華僑概念にも反映されるとともに、政治経済的な目的を背景にしながら華僑に対する教育政策が進められていたことが確認できる。また、僑民学校は、国民教育体系内に位置付けられていたものの、台湾内の学校と同等のものとしては考えられておらず、台湾内の学校とは区別されていた。

3. 政策の再編

1980年代から1990年代にかけて、国民党から民主党への政権交代が行われるなど、台湾において民主化が進展するにつれ、かつて国民党のもとで支配的であった大陸部を含む中華民国概念が見直されるようになり、台湾社会では台湾を中心としたナショナルなアイデンティティの構築が目指されるようになった²²。従来は国民・国家・中華民族が不可分に考えられていたのに対して、この時期では制度として国家や国民が捉えられるようになり、台湾土着の文化や台湾内のエスニックグループと中国的要素が同時に含まれるものとして中華文化や中華民族の概念が見直されるようになった²³。

このように「中華民国」から「台湾」を中心としたアイデンティティへと見直しが進む中、華僑につ

いても従来の捉え方から変化が見られた。特に、2000 年から新たに政権を握った民進党では、華僑よりも台僑（遷台後に中華民国のパスポートを持って台湾から移住した人々）を優先すべきとする考えや、華僑の学生の帰国進学受け入れや華僑学校に関する制度を「歴史的な遺物」としてみなす考えが見られるなど²⁴、従来の華僑関連の政策に否定的であり、「国民」という観点を重視する見方があった。この時期から、従来の国民かつ民族の一員としての華僑の概念と、その概念をもとに行われていた華僑への支援や関与は自明視されるものではなくなった。

しかし、同時に 1970 年代からは国際連合からの脱退や米中の接近などが生じる中で、台湾は国際的に孤立した状況にあり、外交において海外僑胞からの求心力を保つことが依然として必要であるとみなされた²⁵。そのため、華僑に関する政策は台湾を基準とする考えによって修正されながらも、国籍、民族、政治的な承認の三つの要素が重なり合った形で華僑が定義されることになる。例えば、2002 年の華僑身分証明条例では、華僑を明確に海外に居住する「国民」として定義された²⁶。しかし、国籍を証明できない場合は「種族が華人として登録されている外国の身分証」で代替することが可能であるとされ²⁷、引き続き民族的な考え方が見られた。さらに、僑務として関与したり、支援したりする対象については、「国籍」を持たなくても「中華血統」を持ち、「中華民国政府」を認めるのならば含まれうるとみなされていた²⁸。すなわち、これまで国民と民族が一体的に捉えられていた華僑は、制度上の「在外国民」としての華僑と、血統及び政治的な支持を基準にした民族的な存在としての華僑に区分されながらも、同じ華僑という枠組みに位置付けられるようになった。

また、華僑の教育についても、引き続き政治的に重要視されていた。特に、2000 年代からの世界的な中国語学習の需要や、簡体字と繁体字をはじめとする台湾と中国の対外言語政策競争が行われるようになったことを背景に、「国家全体の力」をもって華僑の教育を推進していくことが示された²⁹。華僑を教育を通じて台湾に引きつけるという従来からの目的に加えて、対外言語政策を進めていく拠点としても華僑教育が重視されるようになったことが確認できる。

では、このように華僑や華僑教育の捉え方に変化が生じた中、これまで海外で長期にわたって居住してきた華僑の教育やその位置付けにどのような変化が見られたのだろうか。2000 年代半ばまで従来の華僑学校規程が維持されていたものの、2006 年に華僑学校規程は実情に合わなくなったという理由から廃止され、その後継として僑民学校連絡補助要点が出された³⁰。僑民学校連絡補助要点は、国外に居住する国民で教育事業の成績優秀な者への補助を行うことについて定めた憲法第 167 条第 2 項の精神に則り、僑民学校と連携し、僑民の学校運営を補助するために定められたものである（第 1 条）。しかし、同時に、僑民学校は台湾内の教育体系から外れたことも確認できる。従来までの規程では、僑民学校の学制や教育内容については台湾内に準じることが示されていたが、僑民学校連絡補助要点では言語に関する点以外での教育内容に関する言及は見られない。僑民学校はあくまでも「国外に居住する国民が現地国の法令に基づいて自ら運営し、並びに本国語文を教学する学校あるいは言語クラス」とされており（第 2 条）、僑民学校は台湾内の国民教育体系の中には位置付けられなくなった。

一方で、厳密に「国民」の教育を保障するための場として想定されていたわけではなかったことが確認できる。「国民」が運営する「本国語文」を教学する学校や言語クラスである僑民学校に対して、本国語文の教材を各学期に 1 人 1 冊送ることや、経費の補助、教員に対する補助、設備に関する費用の補助を与えることが定められた（第 6 条から第 9 条）。しかし、学生の国籍に関する規定は設けられておら

ず、学校の審査の際に提出される僑民学校現状表では、学生の総人数を記入した上で、そのうちの「華裔学生」の割合を記入することとなっており³¹、中華民族の血統のある人々の民族教育としての側面が見られた。さらに、「僑民学校で我が政府を認める者」は学校の情報を僑務委員会に送ることで、本要点の補助を受けられる（第3条）とされていたことから、同時に政治的な支持の観点も含まれていたことが確認できる。ナショナル・アイデンティティが変化し、これまでの華僑への教育支援は自明視されるものではなくなったものの、台湾への引き付けという外交上の必要性から、これまで「中華民族」の一員としてみなしてきた華僑に対する教育上の関与が行われたと考えられる。

同時に「本国語文を教学する学校あるいは言語クラス」は実質的には「華語を教学する学校あるいは言語クラス」が中心に想定されていたことも確認できる。2000年代には、台湾内では「本国語文」は華語だけではなく、原住民言語なども含まれると考えられていた³²。他方、僑民学校の現状表では、学校の属性、教員、毎週の教学時間、教学方式や使用する教材等についての記入欄があるものの、例えば毎週の教学時間は「毎週の華文の授業日数」が前提となっており、教学方式も「華語文教学方式」として正體字（繁体字）、簡体字、拼音の種類について尋ねるものとなっている³³。原住民族に関する教材や華語以外の言語学習の教材を提供するなど³⁴、台湾内の多元化を華僑の教育に反映させようとする動きは確認できるが、華語を中心とした対外言語政策の推進という面からも、僑民学校としては華語を教える学校が想定され、補助が行われていた。

以上を踏まえると、従来からの華僑教育は、国民教育体系から切り離されながらも、華語教育を行う、華僑の民族教育としての性質は保たれていたといえる。僑民学校連絡補助要点では、教材支援を通じた関与から台湾社会への引き付けが行われていたものの、僑民学校は「本国語文を教学する学校あるいは言語クラス」という位置付けに変化し、台湾内の学制との接続は見られなくなった。補助を与える対象としては国民が運営する学校やクラスが想定されていたものの、国民としての教育というよりも、言語の教授を通じた民族教育を行う場所としての性質が強く見られるようになったといえる。他方で、民族教育といっても、僑民学校でも台湾社会内の多様な民族がそのまま想定されていたわけではなかった。外交における華僑の活用、繁体字の普及といった対外言語戦略の推進の観点から、華人系の民族教育への支援が主に想定されていたと考えられる。すなわち、これまでの僑民学校は国民教育と民族教育の性質を併せ持っていたものの、ナショナル・アイデンティティの変化に伴って国民教育の側面が弱まるとともに、対外戦略の中に位置付けられた民族教育の側面が強まったと考えられる。

4. 政策の新設

1970年代から1980年代にかけて台湾からの投資移民やビジネスマンが東南アジアで増加し始めるようになり³⁵、一時滞在を中心とする海外居住者が増加するようになった。このような新たな人の移動によって、1980年代後半からは東南アジアに進出する台湾ビジネスマンの子ども、1990年代からは大陸に進出する台湾ビジネスマンの子どもの教育問題が提起されるようになる。本節では、台湾の経済成長を背景に新たに設けられるようになった、東南アジアにおける海外台北学校に関する規定と、大陸における大陸台商学校に関する規定をそれぞれ整理した上で、教育体系にいかに関与位置付けられたのかについて確認する。

4-1. 東南アジアに進出したビジネスマンに対する在外教育

1988年に僑政委員会において東南アジアにおけるビジネスマンの子どもの教育問題が取り上げられるなど³⁶、1980年代後半には東南アジアに進出したビジネスマンの子どもの教育が問題として認識されるようになった。特に、東南アジアでは華文教育が制限されていたこと³⁷も背景にあり、1988年11月に經濟部投資業務処が外交部、僑務委員会、教育部を招集して「東南アジア地区における中文学校の設立に関する協議会」を開き、学校設立に関する業務を推進するための特別委員会が設けられた³⁸。さらに、1990年代から東南アジアでの投資を推進する南向政策が打ち出され、東南アジアにおける台湾ビジネスマンの子どもの教育は、経済政策の面からも解決されなければならない課題とみなされ、南向政策を進めるという観点からも台湾ビジネスマンの子どものために台北学校を設立する計画が進められた³⁹。つまり、台湾の経済成長や経済戦略を背景に、東南アジアにおけるビジネスマンの子どもの教育問題に取り組まれるようになったといえる。

まず、東南アジアにおけるビジネスマンの子どもの教育がどのように教育体系に位置付けられたのかについて確認する。台湾ビジネスマンの子どもの教育を行う海外台北学校は、1990年代半ばまで僑務委員会主管のもとで設置業務や運営が行われていたが、台湾ビジネスマンを中心として、海外台北学校は国内の義務教育の延長であるので教育部が主管となるべきであるという働きかけがあり、1998年に教育部に移管された⁴⁰。翌年には華僑学校規程に基づきながらも海外台北学校独自の追加の規定を定めた海外台北学校補導要点が出された⁴¹。特に、海外台北学校補導要点では海外台北学校で受け入れる学生は中華民国パスポートを持つ台湾ビジネスマン及び技術人員などの子どもを原則とすることが規定されている（第3条）。東南アジア諸国から海外台北学校入学者は台湾ビジネスマンの子どもに限定してほしいという要請を受けており⁴²、現地政府による華人に対する同化的な政策への干渉を防ぐという意図から学生が台湾籍に限定されたと考えられる。

さらに、2005年には海外台北学校補導要点をより発展させた海外台湾学校設立及び補導方法が出された⁴³。海外台北学校は海外台湾学校に名称が変更されるとともに、「我が国の教育目的、各教育段階の学校教育目標及び現行の学制にしたがって学校を運営し、国内の教育と連結すべきである」と定められており（第3条）、明確に台湾の教育体系の中に位置付けられた。また、現地の規定によって例外が生じる場合以外は、教育内容や学校課程は台湾内の各教育段階の私立学校の規定に基づき、教材については教育部が審査して合格としたものや教育部が編集したものを使用すること（第13条）、校長は「我が国の国籍」を持つこと（第15条）、海外台湾学校では「我が国の国籍を持つ学生」を原則とすること（第14条）などが定められた。特に「国内の教育と連結すべきである」という点については、海外台湾学校学生が帰国就学する場合、学歴や資格は「我が国の同じ教育段階の学生に相当する」とされていた（第29条）。すなわち、国民教育体系内に位置付けられただけではなく、台湾内の同じ教育段階の教育機関と同等なものとして扱われるようになったといえる。

また、海外台湾学校に対する補助への言及が多く見られる点も特徴である。学校運営が優秀な場合の奨励以外に、政府が学校の健全な発展のために補助を与えることや（第30条）、学生に奨学金や学生団体保険の補助などを与えること（第31条）も含まれていた。こうした点は、従来の華僑の自助努力を前提とする華僑学校規程とは対照的であり、政府が運営を積極的に支援するという考えが見られる。

以上のように、東南アジア地域を対象とした在外教育政策は、台湾の経済戦略のもとで進められたとともに、「国民教育」の一環として台湾内の教育体系内に位置付けられていたといえる。

4-2. 大陸に進出したビジネスマンに対する在外教育

東南アジアにおけるビジネスマンの子どもの教育問題に引き続き、1990年代からは大陸における教育問題も徐々に認識されるようになった。1999年に大陸に進出した台湾ビジネスマンが大陸委員会に協力を求めたことを受け、2000年には関連機関と協議されるようになった⁴⁴。そして、「国内の国民教育の延長」であるために政府として全力で取り組む意思が示されるとともに⁴⁵、「共産党教育」を受けることによる影響への危惧からも⁴⁶、大陸における台湾籍者の教育の整備が行われるようになった。

当初、大陸の台湾ビジネスマンの子どものために設立された大陸地区台商学校については、先に東南アジアで整備されつつあった海外台北学校を参照する形で進められていた⁴⁷。その後、2003年に兩岸関係条例を修正することで法的根拠を設け⁴⁸、同年に大陸地区台商学校設立及び補導方法が出された⁴⁹。

大陸地区台商学校設立及び補導方法は、東南アジア地域における海外台湾学校とは独立した規程であるものの、同じく台湾籍を持つ一時滞在者である台湾ビジネスマンの子どもを対象として想定したことから、規程内容には共通点が多く見られる。大陸地区台商学校は大陸地区で投資や技術協力に従事する台湾地区人民等によって設立された学校であり（第2条）、台湾の教育目的や各教育段階の学校の教育目標及び現行学制に基づき、台湾内の教育と連結すべきであるとされた（第3条）。海外台湾学校と同じく、大陸地区台商学校の学生が台湾に戻った際の就学や学歴、資格については台湾地区の同じ教育段階の学校の学生と同じであることが示されており（第31条）、台湾内の同一の教育段階との接続可能な学校であるとみなされている。さらに、海外台湾学校と同じく、学校や教員、学生に対する奨励や補助を行うことも盛り込まれており（第32条・第33条）、政府が学校運営に対して積極的に補助すべきであるとみなされていた。また、使用する教材が審査を受けて削除された場合には、教育の完全性を維持するために学校が適宜補習を加えるべきであると定められており（第19条）、中国と台湾の関係による独自の規定も見られた。

大陸に進出した台湾ビジネスマンの子どもを対象とした大陸台商学校は、具体的な規定においては大陸との関係に影響されながらも、台湾内の教育体系内に位置付けられ、台湾内の学校と同一の内容を教えることを担保しようとしていた。

4-3. アメリカにおける設置の検討

東南アジアや大陸に進出する台湾ビジネスマンと、その子どものために海外台湾学校や大陸地区台商学校の設置の動きが進む中、アメリカをはじめとする他の居住地においても、海外台湾学校のような形式の学校を設置することが政府で考えられていた。特に、「台北学校形式」の学校は台湾内の教育に基づいているため、海外の華僑の教育の水準を高めることが期待されていた⁵⁰。ただし、アメリカをはじめとする他の地域における設置は、政府主導で設置するのではなく、各地の華僑が自発的に資金を出し合って海外台湾学校の形式を導入してくれることが期待されていた⁵¹。そのため、現地の華僑からは費用対効果が見込めないといった反対する意見も出され⁵²、設置は進まなかった。

また、同じく1990年代に、政府の外交人員の子どもの教育問題解消のために、16名の立法委員がアメリカにおける学校設置を提案した。外交人員が仕事に集中できるようにするために加え、子どもの教育問題は優秀な人材が政府の外交人員を志望する意欲の低下を引き起こしかねないという問題意識から、台湾内の教育課程を基準としながら英語教育も可能な「台北学校」を設置し、外交人員の子どもを中心に、台湾ビジネスマンの子どもも受け入れる案が提出された⁵³。しかし、外交人員の子どもは現地校に

多く進学しており、さらに各地に散在しているために費用がかかるという理由から却下された⁵⁴。

4-4. 小括

以上のように、台湾から海外に向かう「国民」の教育を保障することが必要になる中、台湾の教育体系の中に位置付けられ、かつ台湾内の教育機関と同一のものとしてみなすことの可能な在外教育が見られるようになった。特に、教材や教員だけではなく、学校運営や学生に対する補助など政府による支援が多く盛り込まれていることから、政府が積極的に補助すべきであるという認識が確認できる。

他方で、経済戦略上の必要性が高い地域や、現地の教育からの隔離が必要な地域など、限られた地域のみを対象に政策が進められたことも確認できる。東南アジアでは、南向政策が海外台湾学校の設立を進める後押しとなり、経済的な戦略を背景に政策が進められていた。また、現地の教育からの隔離が必要だとみなされた大陸に進出した人々に対しても大陸台商学校が設けられた。しかし、アメリカなどの地区に居住する華僑に対しては自発的な自助努力による設置が求められ、外交人員の子どもなどの「国民」に対する教育についても需要や費用が課題となり、政府による学校設置はなされなかった。以上のことから、海外に居住する全ての台湾籍者の教育保障のために政策が進められたというよりも、政治経済的な観点から特に重要度の高い地域に居住する人々の教育の環境整備が進められたことが確認できる。

5. 考察

本節では、第2節から第4節を踏まえ、台湾における在外教育の位置付けの変遷を整理し、在外教育にどのような要因が影響を及ぼしたのかについて考察する。図1は、第2節から第4節の整理に基づき、上側に在外教育の位置付けの変遷を示し、下側にナショナル・アイデンティティの変化と、在外教育政策の背景に関して示したものである。

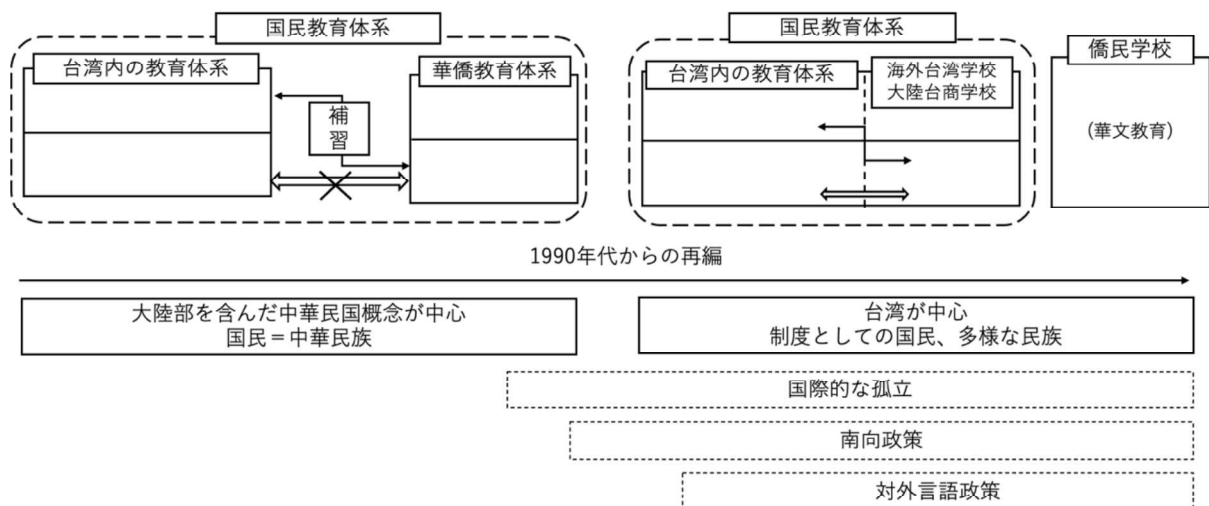


図1 台湾における在外教育政策の変遷

出典：筆者作成

まず、図1上側に基づき、台湾における在外教育政策の変遷についてまとめる。当初、華僑の教育は国民教育体系の中に含まれており、国民教育を行うための教育機関であるとされていた。ただし、華僑の自助努力が学校運営の前提とされていたり、台湾内の教育機関とは同等なものとしては捉えられていなかったりするなど、台湾内の教育体系からは区別されていた。その後、1990年代から2000年代前半

にかけて行われた政策の再編や新設によって、海外における教育の中でも国民教育体系に含まれる場合と含まれない場合に分けられるようになった。国民教育としての在外教育は、台湾ビジネスマンが帯同する子どもを対象として、政府が積極的に支援し、台湾内の同じ教育段階の教育機関と接合した学校として、国民教育体系内に明確に位置付けられた。他方で、これまでの僑民学校は、華僑学校規程が廃止され、新たに僑民学校連絡補助要点に基づいて僑民学校が認定されるようになったことに伴い、国民教育体系内に位置付けられなくなり、民族教育としての側面が強くみられるようになった。以上のように、国民教育体系内に存在しながらも台湾内の教育体系と区別された華僑教育は、台湾内の教育体系の延長としての国民教育と、国民教育体系外の民族教育の二つに区分されるようになったと言える。

次に、在外教育の位置付けの変化に影響を与えた要因について考察する。第1節で整理したように、台湾のナショナル・アイデンティティの変化は、血統に基づいて華僑学生に進学の特典措置を設けるという政策の基本枠組みには影響を与えていないことが先行研究で指摘されていた⁵⁵。それに対して、本稿の整理を踏まえると、ナショナル・アイデンティティの変化は海外における華僑教育の位置付けに一定の影響を与えたと考えられる。1950年代ごろから華僑に対する教育も国民教育体系の中に含まれていたことは、中華民族と国民を一体的に捉え、華僑も中華民族かつ国民の一員とみなすというナショナルなアイデンティティが基礎にあったためであると考えられる。また、制度としての国民と、文化的な共同体の民族が区分されるようになったというナショナル・アイデンティティの変化は、台湾籍のビジネスマンが帯同する子どもの教育が国民教育体系に位置付けられたのに対して、これまでの華僑の教育は国民教育体系から外され、民族教育として位置付けられたことに一定の影響を与えたと考えられる。

同時に、本稿ではナショナル・アイデンティティ以外に、受け入れ側や、外交や経済戦略も在外教育の位置付けに影響していたことも確認できた。例えば、東南アジアからの要望によって海外台湾学校の学生受け入れが台湾籍に限定されるなど、受け入れ側によって国民教育の側面が強化された場合が見られた。また、外交や経済戦略の中でナショナル・アイデンティティが選択的に活用されていた。例えば、台湾籍者や外交人員が各地域に分布する中で、特に東南アジアや大陸における台湾ビジネスマンの子どもの教育環境が整備された背景には、南向政策や大陸の教育からの隔離といった政治経済的な必要性や重要度の高さが一定の影響を与えていると考えられる。さらに、言語を通じた民族教育としての僑民学校には台湾内の民族の考え方とのずれが確認でき、ナショナル・アイデンティティが政治経済戦略の中で選択的に活用されていると考えられる。台湾の本土化や多元化によって、中華民族や華語はあくまで台湾の一部であり、原住民族の言語や華人系以外の民族も台湾社会を構成しているとみなされるようになった。しかし、外交上の孤立によって華人系の海外居住者の政治的・経済的な力が依然として必要とされたことや、対外言語政策で華語が重要視されていたこともあり、僑民学校における「本国語文」は実質的には「華語」を想定し、学生も「華裔」が想定され、華人系の民族教育が引き続き中心的に位置付けられた。すなわち、ナショナルなアイデンティティがそのまま在外教育の位置付けに反映されるのではなく、受け入れ側の対応といった他の要因が影響を与えたり、外交や経済戦略の中でナショナルなアイデンティティが選択的に活用されたりしていると考えられる。

以上のように、台湾の在外教育のあり方を踏まえると、送り出し側は、自国民や自民族の権利保障の観点のみならず、外交や経済戦略上の重要性の観点など、政治経済政策と関連させながら戦略的に教育に関与することが確認できた。逆説的に言えば、戦略上、重要とみなされなかった場合には送り出し側

からの補助や支援を得られず、居住地の政府や他の政府に支援を求めたり、移民自らの力で教育を続けたりすることとなり、移民の教育は送り出し側との関係の中でも脆弱な立場に置かれる場合が生じると予想される。

6. おわりに

本稿では、台湾を事例に、送り出し側が海外における自国民や自民族の教育をどのような背景のもとでいかに位置付けているのかについて考察した。その結果、台湾では国民と民族の考え方の変化とともに民族教育としての在外教育と、国民教育としての在外教育が区分されるようになったこと、また送り出し側による民族や国民の教育に対する関与は、民族や国民の権利保障という考えのみに影響を受けているのではなく、受け入れ側の要求や外交や経済政策にも一定の影響を受けながら、戦略的に展開されていることが明らかになった。特に、移民の教育は、受け入れ側だけではなく送り出し側との関係性においても不安定な位置に置かれ、支援を受けられない可能性があるという示唆を得た。日本における移民の教育問題を考える際にも、日本の公教育からの排除のみが問題となるのではなく、送り出し側からも支援を得られずに教育活動が行われている場合という困難が重なった場合が考えられる。受け入れ側からも送り出し側からも教育上の支援を受けられない人々が存在する可能性や、そのような移民の教育を誰がいかに支援すべきなのかについて検討することが必要となるだろう。

ただし、本稿では 2000 年代半ばまでの台湾の政策のみに着目している。他の事例では新たな在外教育の形や在外教育を推進する理論が存在しうると予想され、日本を含めた各国が送り出し側として行う教育保障の在り方についてはさらなる検討が必要である。また、台湾では本稿で取り上げた規程や政策以外にも、海外の人々の社会教育や台湾内での受け入れなどの幅広い在外教育政策が存在し、2000 年代半ば以降も台湾では海外に居住する人々の教育政策に関する動きが見られるが、本稿ではこれらの動向を分析の対象に含めていない。さらに、異なる地域で異なる政策が取られたことに対して、受け入れ側からの働きかけがどのような影響を与えたのかについても検討することができていない。今後は他の事例の検討や、台湾の幅広い政策及び近年の動向、受け入れ側の影響を含めて考察することが必要である。

注

¹ 末藤美津子「序章 外国人学校研究の課題」福田誠治・末藤美津子編『世界の外国人学校』東信堂、2005 年、33-41 頁。

² 例えば、佐藤は日本における外国人の子どもの教育について、現状の日本の教育制度を前提とした同化を強制することにつながるとして、現状の狭い意味での「国民形成の教育」を見直すことの重要性を指摘している（佐藤郡衛「日本における外国人教育政策の現状と課題—学校教育を中心にして」『移民政策研究』2009 年、42-54 頁）。

³ 日本における外国人学校を取り上げる中で、送り出し側の政府によって外国人学校がどのように位置付けられているのかについて紹介した研究もある。例えば、拝野寿美子「ブラジル人学校の生き残り戦略—リーマンショックと東日本大震災を経て—」東京外国語大学多言語・多文化教育センター第 5 回全国フォーラム、27 号、2011 年、39-48 頁ではブラジル人学校が送り出し側の政府に認定されていることについて紹介している。しかし、送り出し側の教育体系の中での位置付けや、その背景を主に分析するものではない。

⁴ 例えば、姚蘭「六十年台湾海外僑民教育之沿革」『海外華文教育』2 号、2015 年、186-224 頁、西村俊一編『現代中国と華僑教育』多賀出版、1991 年では台湾による華僑に関する教育政策の変遷が取り上げられている。

⁵ 末藤、前掲論文、2005 年、24-30 頁。

- 6 台湾では、夏誠華「從僑民教育走向華文教育」『中原華語文學報』、2011年、1-18頁、中国でも王本尊「台湾地区華僑教育概論」周南京編『華僑華人百科全書 総論卷』中国華僑出版社、2001年、619-630頁などの研究が見られる。
- 7 吳子文「僑生教育與中華民國：台灣國族想像的轉變 1951-2008」『文化研究』10号、2010年、103-138頁。
- 8 吳子文、同上論文、2010年、112-114頁。
- 9 新村出編『広辞苑』第4版、1991年、908頁。
- 10 竹熊尚夫「民族教育」日本比較教育学会『比較教育学事典』東信堂、2012年、373-374頁。
- 11 山崎直也『戦後台湾教育とナショナル・アイデンティティ』東信堂、2009年、126-139頁。
- 12 1972年7月31日立法院第一屆第四十九會期僑政委員會第四次全體委員會議上での僑務委員会委員長である毛松年の発言。『立法院公報』61巻80期（533）、10頁。
- 13 山崎、前掲書、2009年、134頁。
- 14 1972年7月31日立法院第一屆第四十九會期僑政委員會第四次全體委員會議上での僑務委員会委員長である毛松年の報告を参照。『立法院公報』61巻80期（533）、9-13頁。
- 15 教育部教育年鑑編纂委員會編『第三次中華民國教育年鑑』正中書局、1957年、968頁。
- 16 1954年に出された僑民学校規程（原文：僑民學校規程）の全文については、教育部教育年鑑編纂委員會編、同上、1957年、968-971頁を参照。
- 17 教育部教育年鑑編纂委員會編、同上書、1957年、968頁。
- 18 僑民学校規程では第20条で理事会が学校の経費を集めること、華僑学校規程では第3条で現地の華僑が自ら資金を集めることが原則であることが定められていた。
- 19 教育部教育年鑑編纂委員會編、前掲書、1957年、988頁。
- 20 1985年に修正された華僑学校規程（原文：華僑學校規程）については、全國法規資料庫 所有條文「華僑學校規程」（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=E0040003> 2024年11月21日最終確認）を参照。
- 21 1987年10月19日僑政委員會第八十會期第四次會議上での僑務委員会委員長である曾廣順の報告内容を参照。『立法院公報』77巻18期（2129）、167頁。
- 22 山崎、前掲書、2009年、227-228頁。
- 23 山崎、同上、2009年、164-171頁。
- 24 夏誠華「當前僑務政策之分析」『玄奘人文學報』、1号、2003年、222-223頁。
- 25 夏誠華、同上、2003年、228-229頁。
- 26 全國法規資料庫 所有條文「華僑身分證明條例」立法歷程（附帶決議）（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=E0040019> 2024年11月21日最終確認）
- 27 中華民國僑務委員會 華僑身分證明書(檢具華裔證明)（<https://www.ocac.gov.tw/OCAC/Pages/VDetail.aspx?nodeid=1467&pid=9428> 2024年11月21日最終確認）
- 28 2000年10月18日 立法院第四屆第四會期外交及僑務委員會第六次會議における張富美僑務委員会委員長の発言を参照。『立法院公報』89巻61期（3120）下、179-180頁。
- 29 立法院第五屆第六會期外交及僑務委員會第二次全體委員會議における張富美僑務委員会委員長の報告。『立法院公報』93巻42期（3376）下、51頁。
- 30 2006年に出された僑民学校連絡補助要点（原文：僑民學校聯繫補助要點）の全文については、中華民國僑務委員會主管法查詢系統 歷史法規「僑民學校聯繫補助要點」（<https://law.ocac.gov.tw/law/LawContentHistory.aspx?hid=316&id=FL038793> 2024年11月21日最終確認）を参照。
- 31 中華民國僑務委員會主管法查詢系統 歷史法規「僑民學校聯繫補助要點」圖表附件（<https://law.ocac.gov.tw/law/LawContentHistory.aspx?hid=316&id=FL038793> 2024年11月21日最終確認）
- 32 国立教育政策研究所「外国語のカリキュラムの改善に関する研究—諸外国の動向—」『教科等の構成と開発に関する調

査研究研究成果報告書』、21、2004 年、177 頁。

³³ 中華民國僑務委員會主管法查詢系統 歷史法規 「僑民學校聯繫輔助要點」圖表附件

(<https://law.ocac.gov.tw/law/LawContentHistory.aspx?hid=316&id=FL038793> 2024 年 11 月 21 日最終確認)

³⁴ 2001 年 10 月 8 日立法院第四屆第六會期外交及僑務委員會第三次全體委員會議における張富美僑務委員会委員長の報告。『立法院公報』90 卷 50 期 (3184)、36 頁。

³⁵ 玉置充子「台湾の対東南アジア関係と進展と社会の多元化」『拓殖大学台湾研究』4 号、2020 年、41 頁。

³⁶ 1988 年 3 月 26 日僑政委員會第八十一會期第四次會議における張立明委員の書面意見。『立法院公報』77 卷 57 期 (2168)、58 頁。

³⁷ 中矢礼美・劉国彬「インドネシアの華人系大学における中国語教育と大学生の意識」『大学教育論叢』7 号、2020 年、40-43 頁。

³⁸ 夏誠華「海外台北學校の現況與展望」『玄奘人文學報』3 号、2004 年、77 頁。

³⁹ 1994 年 3 月 10 日立法院第二屆第三會期外交及僑政委員會第三次會議における章孝嚴僑務委員会委員長の発言。『立法院公報』83 卷 18 期 (2692)、152 頁。

⁴⁰ 1999 年 6 月 14 日立法院第四屆第一會期外交及僑政委員會第十二次會議における吳清基教育部次長の報告。『立法院公報』88 卷 38 期 (3038)、98 頁。

⁴¹ 海外台北學校輔導要点 (原文：海外台北學校輔導要點) の全文は、教育部主管法規查詢系統 法規內容 「海外台北學校輔導要點」(<https://edu.law.moe.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL036218#lawmenu> 2024 年 11 月 21 日最終確認) を参照。

⁴² 1990 年 11 月 10 日僑政委員會第八十六會期第三次會議における曾廣順僑務委員会院長の回答。『立法院公報』80 卷 9 期 (2433)、27-28 頁。

⁴³ 2005 年海外台湾學校設立及び輔導方法 (原文：海外臺灣學校設立及輔導辦法) の全文は、全國法規資料庫 歷史法規所有條文 「海外臺灣學校設立及輔導辦法」(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0100006&lnndate=20050307&lser=001> 2024 年 11 月 21 日最終確認) を参照。

⁴⁴ 2000 年 3 月 30 日立法院第四屆第三會期教育及文化委員會第二次會議における楊朝祥教育部部長の報告。『立法院公報』89 卷 16 期 (3075)、470 頁。

⁴⁵ 同上會議における吳清基教育部次長の報告。『立法院公報』89 卷 16 期 (3075)、491 頁。

⁴⁶ 同上會議における楊朝祥教育部部長の報告。『立法院公報』89 卷 16 期 (3075)、470 頁。

⁴⁷ 同上會議における楊朝祥教育部部長の報告。『立法院公報』89 卷 16 期 (3075)、470 頁。

⁴⁸ 全國法規資料庫 「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」 立法歷程 (附帶決議) (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Q0010001> 2024 年 11 月 21 日最終確認)

⁴⁹ 大陸地区台商學校設立及び輔導方法 (原文：大陸地區臺商學校設立及輔導辦法) の全文については、全國法規資料庫 歷史法規所有條文「大陸地區臺商學校設立及輔導辦法」(<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawOldVer.aspx?pcode=H0070024&lnndate=20031231&lser=001> 2024 年 11 月 21 日最終確認) を参照。

⁵⁰ 1994 年 3 月 10 日立法院第二屆第三會期外交及僑政委員會第三次會議における章孝嚴僑務委員会委員長の報告。『立法院公報』83 卷 18 期 (2692)、146 頁。

⁵¹ 同上會議における章孝嚴僑務委員会委員長の報告。同上文献、146 頁。

⁵² 同上會議における張旭成委員の発言。『立法院公報』83 卷 18 期 (2692)、156 頁。

⁵³ 1996 年 9 月 24 日院會紀錄 立法院第 85 卷 第 45 期公報上冊 1100-101 頁。

⁵⁴ 1997 年 3 月 21 日 院會 立法院第三屆第三會期第八次會議『立法院公報』86 卷 10 期 (2902)、487-488 頁。

⁵⁵ 吳子文、前掲論文、2010 年、112-114 頁。

Factors Influencing the Forms of Overseas Education Policies —A Case Study of Taiwan—

Yuuka MURATA

This study focuses on the context under which governments of countries that send immigrants position and ensure education for "their own citizens" and "their own ethnic groups" residing overseas. Using Taiwan as a case study, the research organizes and analyzes regulations from the 1950s to the mid-2000s based on literature review. The findings reveal that changes in national identity, particularly evolving notions of "ethnicity" and "nation," have influenced the provision and content of overseas education. However, political and economic strategies have also significantly affected the positioning and support of such education. The study suggests that the provision of educational support for migrants may be contingent on their relationship with the government of the sending society, leaving them in a potentially vulnerable position.